

平成24年 藤枝市議会6月定例会

総務消防委員会委員長報告書

(議案審査)

平成24年7月23日

[本 会 議]

総務消防委員会に付託されました、議案7件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第56号議案「専決処分の承認を求めることについて（藤枝市税条例の一部を改正する条例）」について、申し上げます。

初めに、「今回の地方税法の改正の『わがまち特例』は、それぞれの市町で選択できるということだが、本市の対応を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「特定都市河川に関するものと公共下水道に関するものと2つあるが、本市には特定都市河川がないため、公共下水道に関する『わがまち特例』のみが今後適用対象となる。平成24年4月1日以降に設置されたものが対象となり、平成25年度の課税から必要となることから、本年度中に条例上の措置を講じていきたい。」という答弁がありました。

次に、「『わがまち特例』で定めることができる軽減率の範囲を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「これまでも地方税法上、全国一律に償却資産に係る固定資産税の課税標準額を4分の3に軽減する特例があり、これをさらに市の条例で3分の2以上6分の5以下の中で軽減できるという特例である。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、

初めに、「この改正によって、明らかにかなりの増税になる。特に民主党政権になってから、控除を廃止して給付に切り替える方向だが、給付が極めて不十分であり、事実上大変な負担を市民に強いていることが続き、さらにそれが加速するような形となっている。国の地方税法の改正を受けて市の条例を改正するものであり、特に選択の余地はないが、市民のためには大変な問題であるという立場から、賛成できない。特に固定資産税の据置特例の廃止というのは、非常に大きな問題点であり、全体としてこのような増税傾向には賛成できない。」という討論がありました。

次に、「本改正は地方税法の改正に伴う条例改正であり、なおかつ影響額の関係で相対的にいうと、長期優良住宅で減税となる部分が非常に多い。優良な住宅を本市に建てていただくという考えに立てば、本改正は止むを得ず、全体の影響額から考えると本改正は妥当である。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第57号議案「専決処分の承認を求めることについて（藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について、申し上げます。

質疑もなく、討論に入り、

初めに、「市税条例同様、この改正によって、明らかにかなりの増税となり、市民のためには大変な問題であるという立場から、賛成できない。」という討論がありました。

次に、「市税条例同様、本改正は地方税法の改正に伴う条例改正であり、全体的な影響額から考えると妥当である。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案「平成24年度藤枝市一般会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、「歳出2款1項5目 自治振興費の地域の元気創造事業費について、増額した理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本事業は、各地区行政センター単位で講演会、研修会を行い、新たな地域づくり組織やコミュニティ活動、地域課題解決に向けた取り組みが生まれるような契機としたいということでスタートした。当初は3地区を予定していたが、市内全11地区と一緒にスタートできるように、残り8地区分について増額した。」という答弁がありました。

次に、「2款1項1目 一般管理費の藤枝型新協働経営推進事業費について、委託料の内訳について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本事業は、市民からの政策提案事業と市民によって組織された施策検討プロジェクトチーム設置事業の2つである。委託料は、市民からの施策提案を今年度中に実現できるものがあれば、実現していくための予算である。」という答弁がありました。

次に、「10款5項1目 スポーツ振興費のスポーツ食育推進事業費について、参加者の応募方法や対象、講師について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「スポーツ食育講演会は1回の開催を予定しており、対象は一般の市民の方であるが、体育協会やスポーツ少年団の事務局などのスポーツ関係団体に参加を呼びかける。講師は、栄養士の資格とスポーツ指導員の資格を持つ『スポーツ栄養士』の方を考えている。

また、スポーツ食育料理教室は数回の開催を予定しており、対象は一般の市民の方であるが、スポーツに関わっている方と一般の方を分けて開催することなども検討していく。講師は、基本的には管理栄養士で考えている。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第61号議案「藤枝市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

初めに、「副市長を2人にすることで、内部組織は大きく変わるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市全体の業務を2人の副市長で分担していくが、組織は変わらない。」という答弁がありました。

次に、「副市長の役割分担について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「一方の副市長には、主に企画、財政、産業振興、消防、クリーンセンタ

一の推進などで、もう一方の副市長には総務、文化、教育、福祉などの分野を担当する予定である。分担は決めておくが、実際の日々の業務においては、部の枠を超えて必要に応じて副市長2人が協力・連携して情報を共有しながら市長を支えていく体制になる。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第63号議案「藤枝市火災予防条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「急速充電設備の普及状況について伺う。」という質疑があり、これに対して、「市内では現在3箇所設置されており、今後も徐々に増加していくと考えている。」という答弁がありました。

次に、「今後の普及にあわせ、指導していく立場として、本市の対応を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「急速充電設備はもともと届け出の必要のない設備で、実態を把握するのは苦勞することが予想されるが、実際には急速充電設備メーカーから消防の指導を受けるよう促しているため、消防の指導を受けた中で設置されていくと考えている。本条例の基準をホームページなどを通じて周知を行っていく。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第71号議案 建設工事請負契約の締結について(藤枝市民会館耐震リニューアル建築工事)」について、申し上げます。

初めに、「リニューアルに対する本市の考え方を伺う。」という質疑があり、これに対して、「様々な検討を重ね、今回は今あるものをできるだけ使っていこうという結論の中で、現施設の耐震、改修、増築での対応とした。利用者からは座席が狭いこと、音響、照明やトイレ等についての改善要望をいただいております、それに基づき施設の改修を行う。座席数は減るが、ホールの質は向上し、気持ち良く活用していただけるものと考えている。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第73号議案「志太広域事務組合規約の変更について」申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。